

# 函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正（案）の概要

## 1 改正の趣旨

市では、用途地域が準工業地域である地区において大規模集客施設の立地を制限し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するため、平成24年に、特別用途地区の活用により「大規模集客施設制限地区」を都市計画決定するとともに、その実効性を確保するため、建築基準法の規定に基づき、「函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」を制定し、建築制限を行っているところです。

このたび、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律の一部改正により、風俗営業施設から「ナイトクラブ等」が除外されることに伴い、建築基準法別表第2中の建築物の制限が一部改正され、大規模な建築を制限する集客施設の用途に「ナイトクラブ等」が追加されることとなりました。

本条例の大規模な建築を制限する建築物の用途については、建築基準法の規定と同様としていることから、条例別表中の建築物の用途に「ナイトクラブ等」を追加する改正をしようとするものです。

## 2 改正（案）の概要

条例別表中の大規模な建築を制限する建築物の用途に「ナイトクラブ等」を追加し、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物の立地を制限します。

## 3 改正の時期

この条例改正は、平成28年第2回市議会定例会に議案を提出し、議決後、公布および施行を予定しています。

## 参考資料

大規模集客施設に該当する用途の例（条例別表より）	
劇場，映画館，演芸場，観覧場 （客席のある総合体育館，スタジアム（屋外観覧場を含む））	・客席の部分が 1万㎡を超える もの
<b>ナイトクラブ等</b> （客にダンスをさせ，かつ，客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く）を営む施設）	・売場等の他， 通路，バックヤード 等を含む
店舗（物品販売店舗，サービス店舗）	・その用途に供 する部分の床面 積の合計が1万 ㎡を超えるもの  ※駐車場は含ま ない
飲食店（レストラン，喫茶店）	
展示場（イベント施設）	
遊技場 （ぱちんこ屋，ゲームセンター，アミューズメント施設， カラオケボックス，ダンスホール 等）	
勝馬投票券発売所，場外車券売場，場内車券売場， 勝舟投票券発売所	

### 「特別用途地区」とは

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進，環境の保護等の特別の目的を図るための当該用途地域の指定を完補して定める地区のことです。（都市計画法第9条第13）

#### 特別用途地区 《大規模集客施設制限地区》

